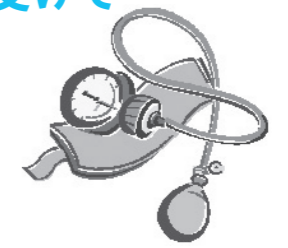
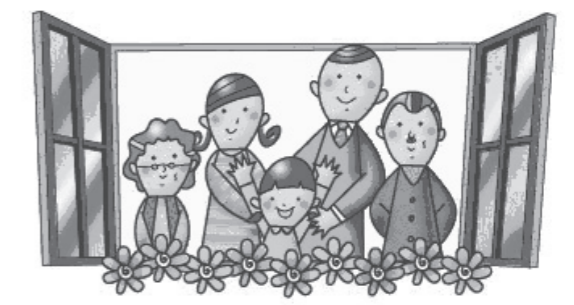


特定健診 を受けて

生活習慣病を予防しましょう



からだの変化を
見逃さない



「健診を受けましょう」と言われると、あなたはどのように思いますか？ 「自覚症状もないから病気ではないし、健診なんて・・・」という声をよく聞きます。しかし、糖尿病や高血圧などの生活習慣病は、自覚症状がないまま静かに進行します。

この静かな進行を早めに知るためには、「健診」を受けることが何よりも大切です。また、この「健診」の結果から、生活習慣を見直すことで生活習慣病を予防することも可能です。

まずは「健診」を受けましょう

岐阜市国民健康保険加入者の特定健診は

対象者：平成21年4月1日から受診日まで継続して岐阜市国民健康保険の資格がある40～74歳（昭和9年12月1日～昭和45年3月31日生まれ）の人
受診期間：平成21年6月～9月30日（水）
受診場所：市内委託医療機関
健診自己負担金：800円
健診内容：身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査等
お問い合わせ
 岐阜市役所 国保・年金課
 特定健診・特定保健指導担当
 電話 265-4141
 内線 2264・2265



岐阜市では、節目歯科健康診査や各種がん検診も行なっていますので、ぜひ利用しましょう。

お問い合わせ
 岐阜市保健所 健康増進課
 電話 252-7193



平成20年度から、加入している健康保険の医療保険者（市町村国保、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合など）が、40～74歳の人を対象に特定健診・特定保健指導を実施することになりました。この特定健診では、メタボリックシンドロームを中心に生活習慣

病のきざしがないか、あなたのからだの変化を知ることができます。働き盛りのみなさん、ぜひ、年に1回の健診を習慣づけましょう。ご自身の特定健診・特定保健指導については、お持ちの健康保険証に記載の医療保険者にお問い合わせください。